

鳥羽殿における詠歌史

石井 悠加

白河院が平安京の南方郊外に造営した「鳥羽殿」は、白河・鳥羽・後白河三代の院政の舞台となり、鎌倉末期まで幾度となく歴代上皇の御幸を仰いだ仙洞御所である。「城南離宮」とも呼ばれる。上皇権力と直結したこの空間では多くの和歌が詠まれており、時代状況・政治的意識の反映をそこに見ることができるといえる。

本論では、まずこの鳥羽殿を詠歌空間として捉えた場合の性質に注目する。その上で、これまで注目されたことのない、鳥羽殿がその歴史に終焉を迎える両統迭立期において、鳥羽殿が詠歌空間として活用されることで政治的に果たした役割を新たに明らかにしたい。

一、鳥羽殿の特徴・和歌空間としての性質

鳥羽殿は他に類のない広大な水景を擁した空間である。『扶桑略記』応徳三年（二〇八六）十月二十日条に示される鳥羽殿の敷地内の池の面積とは、南北八町、東西六町、水深八尺有余というもので、離宮史上最大規模を誇るものである。この池の全貌は未だに発掘調査によっても明らかではないが、従来の自然池に殿舎造営時に手を加えたもので、鳥羽殿内の南殿・北殿・泉殿・東殿といった殿舎同士の間を水運で結び、さらに水無瀬殿との船による往来も可能にしていたらしいという。^①「平安京の全体を背後にひかえた池水の広がりそのもの」こそが鳥羽殿の中心をなしていた、という千本英史氏の指摘の通り、鳥羽殿は池の景観

ありきの造営がなされている。³⁾

そしてこの雄大な水景は、詠歌空間としての鳥羽殿を最も特徴づける条件となった。初夏のある日、「もとのままの池の汀に行きてみよ」という白河院の命によって、着工開始された鳥羽殿へ赴き、池を見渡した周防内侍は、「池の汀の藤・山吹など聞きしよりも見るに勝りてをかしう飽かず」と景観を楽しみ、同行していた公実と「たちかへる心のほどを思ひやれ都忘るる池の藤浪」（周防内侍集・34）と、完成を待ちわびる歌を交わしている。

また、保元三年（一一五八）の四月二十六日から四日間 にわたって行われた後白河天皇の鳥羽殿への初の行幸では、信西が舟遊のための船を造進している（『兵範記』同日条）。藤原惟方の家集中の回想によれば、この日の舟遊の様子は次のようなものであったという。

院の位の御時、初めて鳥羽に行幸ありて、御舟にて御遊あるに、秋の野島崎に、海舟のやうやうのもの積みたるさまをして、さしつけたるを、人々「面白し」など申し侍りし。その時、藏人頭にて御舟にさぶらひて、心のうちにかくぞおぼえし、と後に思ひ出でたりし

四方の海を君が御代には池水の心のみぞまかせ入れ

ける（粟田口別当入道集・112）

池に淡路国の野島崎を模した島が作られ、そこに様々なものを積み込んだ海船が浮かんだ壮観の様相が窺われる。舞台となった池は「四方の海」と表現されるに足る規模を誇っている。広大な池は、御遊の舞台であり、大海原を表現した舞台背景として、上皇の比類ない権勢を示す役割を果たしている。

次に、鳥羽殿の第二の特質とは、激動の院政期にあつて常に明暗の両面を持ち合わせていたという歴史性である。鳥羽殿を最初に造営した白河院にとつて、鳥羽殿は二十一歳で亡くなった皇女郁芳門院媞子と、二十九歳で亡くなった堀河天皇という二人の子らの死の同年に、ともに観桜の御会を催した場所である。また鳥羽殿の各御堂を整備した鳥羽院は、鳥羽殿で五十歳を祝う賀宴を開いた二年後、鳥羽殿の勝光明院の阿弥陀講へ臨幸する際に、「心あらばにほひをそへよ桜はなのちの春をばいつか見るべき」（千載集・雑中・1052）と詠んでいる。その二年後、鳥羽殿安楽寿院で鳥羽院が崩御したのを契機に保元の乱が勃発するのである。

さらに上皇の治世の象徴空間である鳥羽殿は、上皇の権力の盛衰を表現する格好の場となる。治承三年（一一七九）

十一月二十日に後白河院が平清盛に幽閉された情景を、『平

家物語』卷三「城南之離宮」は、「野山の嵐の音のみはげしくて、寒庭の月のひかりぞさやけき、庭には雪のみ降りつもれども、跡ふみつくる人もなく、池にはつららとどかさねて、むれぬし鳥もみえざりけり。おほ寺の鐘の声、遺愛寺の聞を驚かし、西山の雪の色、香炉峰の望をもよおす。よる霜に寒けき砧のひびき、かすかに御枕につたひ、暁、氷をさしる車の跡、遙かに門前によこたはれり。」と述べ、冬の夜の鳥羽殿の情景に、後白河院の寂寥たる心中を重ねている。そしてその後、承久の乱に敗れた後鳥羽院もまた、かつて讓位後まもない建仁元年（一一二〇）、一ヶ月以上にわたって競馬や歌会を楽しんだその鳥羽殿において、承久三年（一一二二）七月、隱岐配流を前に苦渋の剃髪を余儀なくされている。『増鏡』に、「保元のためしにや、院の上、都の外に移し奉るべしと聞ゆれば、女院・宮々、所々に思しまどふ事さらなり。本院は隱岐の国におはしますべければ、まづ鳥羽殿へ網代車のあやしげなるにて、七月六日いらせ給ふ。今日を限りの御歩き、あさましうあはれなり。」（新島守）とあるのは、護送の乗り物が粗末な網代車であったことを述べることで、この護送が華やかなかつての御幸といかに落差のあるものであったかを印象づけるものであ

る。

このように、鳥羽殿という空間は、所有者の栄華の記憶と死や失脚の記憶とを併存させている。鳥羽殿は、しかしそうしたいわば負の記憶を乗り越えて、ある支配期から次の支配期までの隔絶を経て、修造を繰り返すことで次の所有者へと継承されている。鳥羽殿の第三の特質とは、その継続性と刷新性であるといえる。寛治元年（一〇八七）の後伏見・花園両院の移徙に始まり、少なくとも元応二年（一一三〇）の後伏見・花園両院の御幸を下限として二百三十年以上の上皇御幸の歴史を持つのだが、その間に常に上皇の居所としての体裁が維持されていたわけではない。時に所有者や管理者である廷臣の権力の浮沈に連動して、荒れ果てたまま放置されている。

平清盛による後白河院の鳥羽殿への幽閉から七年後の文治二年（一一八六）、九条兼実の後白河院の方違御幸に際して「鳥羽御所南殿、破壊類危、非_レ言語之所_レ及、雖_二片時_一不_レ足_レ為_二皇居_一云々」と、鳥羽殿の破壊が甚大であることを述べている。このの後鳥羽院の御幸として最初に確認される建久九年（一一九八）二月の鳥羽殿御幸（『源家長日記』）までは修造の記録が見られない。さらに、後鳥羽院が隱岐に配流されてから後は、宝治二年に後嵯峨院の初

の御幸を迎えるまで、鳥羽殿は主を迎えることのないまま、実に四半世紀の時を送っている。

ただし、鳥羽殿の内て南殿などの寝殿部分は荒廃を繰り返していたものの、池や天皇陵・各菩提寺、その宝蔵などは保持されていた。例えば、保延年間に供養された勝光明院は、後嵯峨院の仁治三年（一二四二）まで火災に遭遇したことがない（『百練抄』仁治三年七月一日条）。また、その勝光明院の宝蔵についても、元弘元年（一一三二）の点検で「勝光明院宝蔵・比巴被_レ出_レ之、是紛失之者為_二檢知_一也、重_二宝等_一、沉・錦等一物不_レ違云々、不_レ可_レ説、箏「古上」・和琴「荒上」・比巴「小比巴」等出_レ之」（『花園天皇宸記』十二月十七日条）と、紛失がないことが確認されている。荒れ果てた寝殿を抱えながら、鳥羽殿は依然として滅びてはいないのである。そして承久の乱後、鳥羽殿は西園寺公経の管理下に置かれていた。再び仙洞として復活させたのは後嵯峨院である。

二、後嵯峨院時代の鳥羽殿の和歌

寛元四年（一二四六）、後嵯峨院から西園寺実氏（公経男）に鳥羽殿修造の沙汰が下された。その間の鳥羽殿の様子を、『増鏡』は「鳥羽殿も近頃はいたう荒れて、池も水草がち

に埋もれたりつるを、いみじう修理し磨かせ給ひて、」（内野の雪」と描写している。この「池を磨く」とは、邸第の修造に対する定型的表現ではあるが、鳥羽殿の広大な「池」はやはりこの空間の象徴であり、その普遍性を維持する上でとりわけ重要な役割を担っていたものだろう。そのことが示されるのが、修造を終えた鳥羽殿に後嵯峨院が最初に足を運んだ、宝治二年八月における歌会である。この池を前にして君臣は、「池辺松」題によって和歌を唱和した。「池」と「松」を題としたこの歌題は、鳥羽殿での歴代の歌会の先例に準じている。

寛治元年（一〇八七）十一月「松影浮水」題（白河院新造時）

建仁元年（一二〇二）四月「池上松風」題（後鳥羽院修造時）

宝治二年（一二四八）八月「池辺松」題（後嵯峨院修造時）

佐藤恒雄氏は、この宝治二年の歌会の「池辺松」題が、寛治元年の「松影浮水」、建仁元年の「池上松風」の例を模したものであったことを、『葉黄記』によって指摘する。そして「失われた旧慣を取りもどし復活させること」を求める後嵯峨院時代の特質をここから導いている。宝治二年の歌会は白河院や後鳥羽院の時代を確かに理想としているのであり、そしてそこに連続して現在の後嵯峨院の皇統があることを、同じ鳥羽殿の広大な水景に臨み、同じ題で詠

歌することで示そうとしているのである。

それに加えて、この日の後嵯峨院、西園寺実氏らの詠歌表現を見れば、この歌会の尚古意識の表明に留まらない刷新への志向に注目される。

鳥羽殿にはじめてわたらせ給うて、池辺松といふことを講ぜられし時、序たてまつりて (実氏)

祝ひおくはじめと今日を松が枝のちとせの影にすめる池水 (続後撰集・賀・1332) 後嵯峨院

影うつす松にも千世の色見えて今日すみそむる宿の池水 (同・1333)

両者の表現を見ると、この日を「祝ひ置くはじめ」とする実氏と、鳥羽殿を「今日すみそむるやど」とする後嵯峨院の表現には、所有者不在の四半世紀を経た鳥羽殿という空間を、後嵯峨院の新時代を象徴する治世の空間へ刷新する意識が認められる。

鳥羽殿は、所有者である上皇たちと盛衰をともしした。そのため各上皇たちの間にも、前権力者の死や失脚という過去を乗り越えて、鳥羽殿が本来持っていた祝賀性を呼び戻し、そのことによって時代の刷新を表明しようとする意識があったのだといえよう。宝治二年の御幸における後嵯峨院御製は、歌題によってこれまでの鳥羽殿の歴史的特徴

を踏まえると同時に、詠歌表現において新たな時代の幕開けを宣言しているのである。

そして、所有者となった後嵯峨院だけでなく、西園寺実氏がこの鳥羽殿の復興に寄与していることにも注目すべきである。白河院期の鳥羽殿造営には、讃岐守高階泰仲が当たり、その土地は高階季綱が自身の山荘を献じたものだった。後鳥羽院期に鳥羽殿を修造したのは源通親である。そして、この宝治二年の鳥羽殿御幸の立役者は、西園寺実氏である。『葉黄記』宝治二年(二二四八)八月二十九日条は「西園寺公経前太相国年来知_三行此御領、令_三修_二造南殿并御厨已下_一、有_二裏檜垣_一、新造也」と、鳥羽殿領を長年知行していたのが実氏の父・公経であり、宝治二年に実氏が鳥羽殿の南殿・御厨を修造、裏檜垣を新造したことを伝えている。鳥羽殿が河川交通の要衝として機能し、その鳥羽殿を院から委ねられていたのが西園寺家嫡流であることを指摘したのは網野善彦氏である。そして承久の乱以降、鳥羽殿が公然と西園寺家の家領のように見做されていたことは、『実躬卿記』嘉元三年(二三〇五)閏十二月二十二日条に「鳥羽・御厨等、又自_三西園寺入道相国公経公_一、相伝、乍朝恩如_三家領_一、為_三関東口入事_一歟、軽難召放物哉」とあることから確認できる。

つまり、後嵯峨院が讓位後初めての御幸の地として鳥羽殿を選び、その広大な水景を前にして「松」と「池」の歌会を催すという、白河院・後鳥羽院の吉例をなされるよう、具体的な画策を行った人物が、西園寺家の当主実氏なのである。そして次章で述べる通り、西園寺家のこうした立場は、両統迭立時代においても鳥羽殿御幸の鍵となっている。

三、両統迭立と鳥羽殿の和歌

さて、後嵯峨院が西園寺家との協力のもとに復興した鳥羽殿は、両統迭立という権力体制下において、所有者問題が棚上げにされたことで、かえって再び権力の象徴空間としての存在感を示していく。後嵯峨院によって両統迭立期の所領関係を論じる際に必ず言及される「後嵯峨上皇処分状案」は、文永九年（一二七二）正月十五日、翌月の臨終を目前に後嵯峨院が示した料地処分の意向の記録である。伏見宮旧蔵本『後嵯峨院御文類』（宮内庁書陵部蔵、伏七五〇、崇光天皇写）に収められ、蘆田伊人編纂『御料地史稿』（帝室林野局、昭二二）で紹介されている。

この「後嵯峨上皇処分状案」によれば、播磨国と神崎庄を後深草院に、冷泉殿、讃岐国、美濃国を龜山天皇に、龜山殿などを大宮院姞子に相続させる処分が下されている。

ところが鳥羽殿と白河の六勝寺に関してだけは、「六勝寺並鳥羽殿以下事者依治天下可有其沙汰」という特異な指定がなされている。書面を書陵部蔵本の影印によって確認すると、まずこの書状の冒頭には「宸筆云々」という肩書がある。そしてその肩書の左下にやや小さい文字でこの一文が書かれ、続いて各院の相続処分が列挙される。白河の六勝寺と鳥羽殿は、いずれも白河院時代からの院政を象徴する空間である。この体裁が後嵯峨院の「宸筆」の書面をそのままに忠実に再現したものだとなれば、後嵯峨院は処分状の冒頭において、本来院政を敷く者の手に委ねるべき性質の空間であるこの二つの空間の処分について、その相続についての意志をあえて不明瞭にしていたことになる。これは両統迭立を象徴する処分ともいえるだろう。

そして鳥羽殿は所有者を不明瞭にしたまま、実質的には西園寺家の管理下に置かれることとなった。しかし西園寺家の家督は、実氏（一二九四―一二六九）とその子公相（一二三三―一二六七）の相次ぐ死により、弱冠二十歳の実兼（一二四九―一二三三）に委ねられることになってしまう。さらにこの時期には蒙古襲来という火急の外交問題が加わる。こうした混乱は、鳥羽殿から上皇の足を遠のかせたらしく、一時期御幸の記録は史料から途絶えている。

しかし鳥羽殿御幸の記憶は忘却されず、むしろ和歌が架橋となって、次世代の両統に引き継がれているのである。両統迭立期の鳥羽殿は、それぞれにおいてどのように見做されたものか。この点について、両統の和歌空間としての鳥羽殿の扱いを示すことで明らかにしたい。

①大覚寺統と鳥羽殿―『統後撰集』と『統拾遺集』

後嵯峨院は、歌会を織り込んだ鳥羽殿御幸を宝治・建長年間に少なくとも計四回行っている。特に建長二年八月十五日の御幸は、三首歌合と当座二首歌合二度を催す、和歌への熱が込められた御幸となった。しかし建長七年に仙洞離宮「亀山殿」が西園寺実氏の弟・洞院実雄によって嵯峨嵐山の地に新造されて以降は、鳥羽殿での歌会の痕跡は後嵯峨院史料に認められなくなる。そして後嵯峨院詠において所有意識が表明される仙洞離宮も、鳥羽殿から亀山殿に移るのである。さらに亀山殿は遊興の地であるだけでなく、後嵯峨院の永眠の地としても定められた。これらのことは、院政の中核が、後嵯峨院の意識の上でも、また機能の上でも、鳥羽殿から亀山殿へと移行したのだという表れである。

さて、こうした晩年の後嵯峨院の亀山殿重視の意識は、のちの大覚寺統の朝覲行幸や、亀山院の詠歌表現に反映さ

れることになる。建治二年（一二七六）八月十九日、亀山院の讓位後初の御幸が行われた。亀山院にとってこの建治二年とは、我が子後宇多天皇に讓位しその治世となった翌々年であり、熙仁親王（伏見天皇）立太子の翌年に当たる年である。選ばれたのは、鳥羽殿ではなく亀山殿であった。『勅仲記』同日条によれば、この御幸と歌会は、宝治二年八月の後嵯峨院の鳥羽殿御幸の嘉例に倣って準備されたものである（「被」模「宝治嘉例」）。そして『吉統記』はさらに先例として、元久三年（建永元年）八月の後鳥羽院の鳥羽殿御幸も挙げている（「今度被」用「元久宝治例」歟）。『統拾遺集』賀部巻頭を飾るのは、この日「松色浮池」題で詠まれた亀山院詠である。

建治二年八月亀山殿にて、はじめて松色浮池といへる題を講ぜられ侍りしついでに 太上天皇

万代と亀の尾山の松影をうつしてすめるやどの池水

（統拾遺集・賀・725）

ここで亀山殿の池を「やどの池水」として詠むのは、父後嵯峨院の讓位後初の御幸であった、宝治二年八月の鳥羽殿での「やどの池水」詠を意識したものだろう。そしてこの歌を賀部巻頭とする『統拾遺集』とは、同じ年の七月に亀山院の院宣を受けて、二条為氏が撰進したものである。¹¹

詞書には、詠歌年・場所・歌題が明記されており、この点は為氏の父・為家が撰し、後嵯峨院に奏上した『統後撰集』賀部を彷彿とさせる。『統後撰集』賀部の巻頭(1330~1335)には、宝治元年の西園寺北山殿での観桜御幸時の実氏・後嵯峨院詠、建長二年八月の鳥羽殿での朝覲行幸時の実氏詠、そして前掲の、宝治二年八月の後嵯峨院の初御幸の時の実氏・後嵯峨院・大納言典侍詠が並んでいた。

これに対して、『統拾遺集』の巻頭十一首の詠歌年時・場所は、次の通りである。

建治二年八月の亀山殿「松色浮池」(725・726)、宝治二年・鳥羽殿「池上松」(727・728)、宝治二年正月(内裏か)「松色春久」(729)、正元元年・西園寺(北山殿)「翫花」(730)、弘長三年・亀山殿「花契週年」(731~733)、建長六年・北山殿「桜」(734)、嘉承二年・鳥羽殿「池上花」(735)。

両者の歌群は、詠まれた場所・状況・歌題において共通項を持つ。『統拾遺集』の賀部の配列は、宝治二年の鳥羽殿御幸を建治二年の亀山殿御幸の先蹤に位置づけ、また、後嵯峨院期の亀山殿・鳥羽殿・北山殿(西園寺家の別業)の祝賀空間としての記憶を保持している。亀山院の眼前に広がる亀山殿が、白河院期から後嵯峨院期までの鳥羽殿が持っていた権力の象徴としての意義を引き継いでいること

を、撰者の為氏は勅撰和歌集の賀部によって示している。ここには、父後嵯峨院が眠る亀山殿こそが、鳥羽殿に代わる新たな「仙洞」であり、その主が亀山院なのだという、大覚寺統の当時の姿勢が認められるだろう。後宇多天皇の初の朝覲行幸もまた、加冠の儀の後間もなく、建治三年(一二七七)正月二十二日からの二日間、亀山殿を居所とした亀山院に対して行われた(『増鏡』老のなみ他)。

② 持明院統と鳥羽殿—朝覲行幸

もう一方の持明院統は鳥羽殿の歴史性とのように関わっただろうか。この関わりについて考える上で重要なのは、嘉承二年(一一〇七)、建長二年(一二五〇)、正応二年(一二八九)の鳥羽殿での朝覲行幸である。

伏見天皇が即位し、大覚寺統から持明院統へと皇位が交代した正応元年(一二八八)の翌二年三月二十三日には、後深草院は鳥羽殿においての朝覲行幸を迎えた。

年かへりて正応も二年になりぬ。よろづめでたき事ども多くて、三月廿三日鳥羽殿へ朝覲の行幸なる。本院はかねてより鳥羽殿におはしまして、池の水草かきはらひ、いみじうみがかれて、例のごとしき唐の御船浮められて、廿四日に舞楽ありき。廿六日にかへらせ給ひける。〔増鏡』さしぐし)

鳥羽殿がこの正応二年に朝覲行幸の場として選ばれた背景には、過去の二つの行幸がある。一つ目は、四十年ほど遡る建長二年（一二五〇）十月の鳥羽殿で行われた、後深草天皇による父後嵯峨院への朝覲行幸である。

院（＝後嵯峨院）の上、鳥羽殿におはします頃、神無月の十日頃、朝覲の行幸し給ふ。

世にあるかざりの上達部、殿上人つかうまつる。色々菊、紅葉をこきまぜて、いみじうおもしろし。女院（＝実氏女・後深草天皇母）もをはしませば、押し奉り給ふを、大き大臣（＝西園寺実氏）見奉り給ふに、悦びの涙ぞ人わろき程なる。

（実氏）ためしなき我身よいかに年たけてかかるみゆきにけふつかへつる

げに大方の世につけてだに、めでたくあらまほしき事どもを、我が御末と見給ふ大臣の心地、いかばかりなりけん。（…略）池にはうるはしく唐のよそひしたる御舟二さう漕ぎ寄せて、御遊びさまさまの事ども、めでたくのしりてかへらせ給ふ響きのゆゆしきを、女院も御心行きて聞しめす。

この建長二年の朝覲行幸において注目されるのは、西園寺実氏が「ためしなき我が身」と喜びを歌にしている点で

ある。実氏にとって、後深草天皇は娘の姑子（大宮院）の子にあたり、さらに鳥羽殿は先述の通り、実氏自身が再興に尽力した場所である。

鳥羽殿が朝覲行幸の場となるほどに復興したのは、実兼によって西園寺家の権勢が再び取り戻されたことと関連する。弘安八年三月には、実氏室貞子（北山准后）の九十歳を祝い、その血を継ぐ全上皇・天皇らが西園寺家の別業「北山殿」に集まるといふ希代の賀宴が繰り広げられている（『増鏡』老のなみ他）。一方で、鳥羽殿の位置する城南地域は、同年五月に大洪水に見舞われて冠水しており、翌九年四月には鳥羽殿の修造についての亀山院の宣下があった¹³。その歳末の後宇多天皇の行幸では、氷の張る池を船で遊覧する興に乗じているが、北殿は損壊が激しく、入御が不可能であったと記録されている¹⁴。そのような状態であった鳥羽殿が、正応二年に朝覲行幸の場に選ばれることとなったのは、西園寺家に皇恩を取り戻した実兼が、娘の鐘子（永福門院）の夫となった伏見天皇のために、財力を注ぎ、建長二年に祖父・実氏が感涙したという朝覲行幸の嘉例を再現しようとしたためだろう。

そして二つ目が、嘉承二年（一一〇七）三月六日の、堀河天皇の父白河院への朝覲行幸である。正応二年の朝覲行

幸では、「花添春色」題で観桜の歌会が催されている。現存する二十一首を見ると、「みゆき」を詠み込んだ歌が圧倒的に多く、いずれもこの行幸が実現した喜びを述べている。そして観桜歌会を伴う三月の鳥羽殿での朝覲行幸という点が共通するのは、唯一「池上花」題の歌会を伴うこの嘉承二年の行幸である。題は異なるが、鳥羽殿の草創期に歌壇を牽引する実力を持つ歌人であった堀河天皇のこの行幸は、必ず意識されたものだろう。「正応二年三月和歌御会」(彰考館文庫蔵『晴御会部類記』所収)に載る伏見天皇のこの日の詠は次の二首である。

四つの時に春ともことに名だかきは花もをりえて咲けばなりけり(3)

千世までの春の心もあらはれて花にもあまるにほひをぞ見る(4)

このうち「千世までの春の心」に酔う4番歌は、堀河天皇の嘉承二年(一一〇七)三月六日鳥羽殿での詠歌を意識したものである。

嘉承二年鳥羽殿行幸に池上花といへることをよませ給ひける

池水のそこさへにほふ花さくら見るともあかじ千世の春まで
(金葉集二度本・賀部・314・堀河院)

かつて初めて鳥羽殿で朝覲行幸を行った堀河天皇は、その日の桜を「千世の春」までも見続けたいと願っていた。そして伏見天皇は、歴代天皇に続く正統な継承者として同じく朝覲行幸の日を迎えたこの日の桜に「花にもあまるにほひ」を感じ、堀河天皇の「千世の春」を願う心の実現を喜んでいいる。この鳥羽殿行幸と観桜を介して、千世の春を願う為政者の「春の心」が示される点には、岩佐美代子氏が伏見院詠歌の思想の特色として指摘した「あめつちの心」がまさに見出されるだろう。

また、桜咲く春こそが四季に名高いことをいう前者の「四つの時」詠について注目したい。「四つの時」とは、和歌において正治二年「石清水若宮歌合」「雪」題の俊成詠「四つの時春より冬にめぐりきて水のこほるぞしら雪の空」を先行例として持つ語である。ただしその表現する心は、京極為兼の著名作の一つである「思ひそめき四の時には花の春はるのうちにも明ほのの空」(玉葉集・春下・174)と通うものである。先後は不明だが、両者には影響関係が想定されるだろう。

その後、伏見院の「春」の歌は、岩佐美代子氏の指摘のように、正安三年正月、いわゆる「正安の政変」の衝撃を契機に、我が身をよそに到来する春へのやりきれない感情

を吐露したものになっていく。伏見院には、かつて白河院から続く鳥羽殿の椽に帝王の自負を見た記憶があった。「春」に寂寥と鬱屈を覚えるようになる伏見院の心中には、この輝かしい朝覲行幸の日の鳥羽殿という場が、かつて伏見天皇に春の喜びを詠ませていた事実が、反動として強く作用したものではないだろうか。正応二年の鳥羽殿朝覲行幸の記憶は、京極派歌人としての院の表現の萌芽となっているといえよう。

また、朝覲行幸を鳥羽殿において行うことの意義は、御遊の内容にも表れている。この朝覲行幸時の御遊では、鳥羽宝蔵に伝来する楽器が使われており、『伏見天皇宸記』には、琵琶「玄上」、和琴「朽部」、横笛「柯亭」などの至高の名物楽器が用意されたこと、「玄上」が実兼の献上したものであり、鳥羽殿での御遊で伏見天皇自身が、その「玄上」を弾いてみせたことが記されているのである。

実兼卿參_三於常御所_一、令取_三寄玄上_一見_レ之、撥合一彈試_レ之、累代宝物、猶有物之物也、殊勝非_レ可_レ及_三言語_一物歟。
(正応元年正月四日条)

自_レ院(略)、賜_三和琴一張_一、「朽部、鳥羽宝蔵在_レ之、為_三朝覲行幸_一被_レ出_レ之也」、為_レ聞_三其音_一、召_三兼行朝臣_一聊令_レ彈_レ之、音声誠以不_二混俗_一者也(略)∴。

(略)今夜自_レ院賜_レ笛「柯亭、是朝覲行幸之時、可_レ令_レ吹_レ之故也」。
舞了有_三御遊_一、今日初彈_三玄上_一。
(正応二年三月一日条)

(正応二年三月二十五日条)
鳥羽殿の修造、鳥羽殿の先例を踏まえた歌会、鳥羽殿の宝蔵に伝来した楽器を始めとする名器の音色の披露。西園寺実兼の助力によって、これらが織りなしたものが、持明院統の正応二年の朝覲行幸であった。

四、まとめ―鳥羽殿の終焉

その後、御幸の慣習が途絶えてしまった鳥羽殿の終焉の様相を窺うことができるのが、『花園天皇宸記』元応二年(一二三〇)十二月十二日条である。

晴、今日京官除目云々、(略)申刻許着_三淨衣_一參_三院御方_一、即出御、如法密儀、(略)先御_三幸鳥羽_一、池邊眺望尤有_レ興、資名調_三破子_一、於_三釣殿_一開_レ之、依_レ無人資名為_三陪膳_一、入_レ夜還浴、於_三東寺_一拜_三神輿_一、即歸京、(略)

後醍醐天皇への讓位から二年目、二十四歳の花園院は、兄後伏見院と鳥羽殿へ赴いた。同記によれば、両院の鳥羽

殿滞在は釣殿に限定され、日暮れとともに帰洛している。南殿などの主要部分が、整備されず、もはや居所に適した空間ではなかったということだろう。しかし両院は釣殿で日野資名に持参させた破子を聞き、酒宴に興じており、また裏書によれば、一献ごとに和歌を詠むという遊びも楽しんでい。突然鳥羽殿を訪れることとなった契機は、前日に後伏見院から花園院へ送られた「後鳥羽院文永御託宣記七卷」であると考えられる。その内容は不明だが、後鳥羽院による夢告の記録のようなものが想定される書名である。両院の突然の御幸は、後鳥羽院のかつての栄華と敗北の記憶を鳥羽殿において追想するためだったのではないだろうか。

抑今日始見^ニ此仙洞^一、地形尤有^レ興、眺望無^レ他、然而日暮之間、愁及^ニ黄昏^一之間、催帰踏了

この日釣殿で詠まれた両院の和歌がどのようなものであったかは明らかでない。しかし『花園天皇宸記』裏書には、この日鳥羽殿の風景を見た花園院の感慨が、右のように短く書き留められている。鳥羽殿の黄昏の眺望を背に帰京したこの日が、確認できる最後の鳥羽殿御幸の記録である。

以上、鳥羽殿の詠歌空間としての特質を、歴史・景観・権力関係を通して確認した。後嵯峨院期の再興後において

は、鳥羽殿それ自体は荒廃していくものの、かつて鳥羽殿が象徴していた歴史と権力をどのように再び表象するかという問題が重視されることとなっていた。それを示すのが天皇や上皇の詠歌表現や歌題、勅撰集の賀部の配列などである。大覚寺統の亀山院は、父がかつて鳥羽殿で詠んだのと同様に亀山殿を「わがやど」と詠むことで、亀山殿が鳥羽殿に代わる空間であることを宣言した。その一方で、伏見天皇が西園寺家の支援のもとに行った鳥羽殿への朝覲行幸では、その御遊・歌会の内容を通じて、持明院統の正統性が高らかに表明されている。

院政期における鳥羽殿は、権力者の居住空間、政務空間として役割を果たすものだった。しかしその役割を果たせなくなった後、空間の意味を再び想起させる役割を期待されたのが和歌であった。和歌を詠むという行為が一つの空間にもたらす意味の大きさが、「院政」という巨大な歴史を象徴する空間であるだけに、鳥羽殿においてはとりわけ顕著に確認されたのである。

【鳥羽殿と和歌 関連年表】

〈白河院期〉

(一) 1087 寛治元年 十月二十九日 白河院、逍遙。和歌に興じ

る。

(2) 1087 寛治元年十一月二十九日 歌会「松影浮水」

(3) 1090 寛治四年 四月十九日・二十日 詩会「松樹臨池水」

(4) 1094 寛治八年 八月十五日 南殿にて歌会「翫池上月」

(5) 1095 嘉保二年 八月二十八日 南殿にて前裁合(郁芳門院

媿子内親王前裁合)

(6) 1096 嘉保三年 三月一日 南殿にて歌会「逐日見花」

(7) 1101 康和三年 十月二十七日 北殿にて歌会「松契還年」

(8) 1102 康和四年 三月十八日 南殿にて白河院五十賀宴(歌

会なし)

(9) 1105 長治二年 二月十三日 八講会、小弓合歌。「花為春友」

(10) 1107 嘉承二年 三月六日 堀河天皇、南殿の父白河院のも

とへ朝覲行幸、歌会。「池上花」

(11) 1116 永久四年閏正月二十五日 歌会か「梅花薰衣」

(12) 1116 永久四年 四月四日 白河院鳥羽殿北面歌合「卯花・

郭公・菖蒲・早苗・恋」

(13) 1152 仁平二年 三月七日・八日 南殿にて鳥羽院五十の賀

宴(歌会なし)

(14) 1154 久寿元年 二月一五日 東殿勝光明院にて阿弥陀講。

鳥羽院、廷臣らと庭の桜を題に贈答歌。

(15) 1156 保元元年 七月二日、鳥羽殿安楽寿院にて鳥羽院崩御。

死の床で郭公の声を聞き詠歌。俊成、鳥羽北殿で諒闇を過
ごす美福門院へ歌を贈る。西行、往時の追憶。

〈後白河院期〉

(16) 1158 保元三年 四月二十六日 後白河天皇の行幸。信西が

池の船を造進。藏人頭として伺候していた藤原惟方、後に

回想し詠歌。

(17) 1179 治承三年十一月 清盛、後白河院の院政を停止させ、

鳥羽殿に押し込める。

〈後鳥羽院期〉

(18) 1201 建仁元年 四月二十六日 南殿修造後初御幸、鳥羽北

殿にて歌会。「池上松風」

(19) 1201 建仁元年 四月三十日 鳥羽殿影供歌合。「暁山郭公・

海辺夏月・忍恋」

(20) 1201 建仁元年 五月十一日 城南寺にて歌会。「社頭祝言・

雨中郭公・野亭水涼」

(21) 1202 建仁二年 五月二十六日 城南寺にて影供歌合。「暁間

郭公・松風暮涼・遇不会恋」

(22) 1206 建永元年 八月五日 歌会。「池上月」十一・十八日、

有心無心連歌。十五日、舟遊と詠歌。

(23) 1221 承久三年 七月六日 後鳥羽院、鳥羽殿へ護送され剃

髪。信実に似姿を描かせる。

〔後嵯峨院期〕

- (24) 1248 宝治二年 八月三十日 歌会。「池辺松」
- (25) 1248 宝治二年 九月十三日 五首歌合「月前祝」など。
- (26) 1249 建長元年 九月十三日 五首歌会「水郷月」など。
- (27) 1250 建長二年 八月十五日 三首歌合「野草花・月前風・忍恋」
- (28) 当座二首歌会「出山月・池上月」
- (29) 当座二首歌会「暁鹿」など。
- (30) 1250 建長二年 十月十三日 後深草天皇、南殿の父後嵯峨院のもとへ朝覲行幸（歌会なし）、実氏詠歌。
- (31) 1251 建長三年 正月十七日 雪見の御幸（歌会なし）、還御後、後嵯峨院と弁内侍の贈答歌。
- 〔兩統迭立期〕
- (32) 1286 弘安九年閏十二月十四日 方違行幸中の後宇多天皇、船遊・南殿釣殿で詩歌披講。「池上眺望」
- (33) 1289 正応二年 三月二十四日 伏見天皇、南殿の父・後深草院のもとへ朝覲行幸、歌会。「花添春色」
- (34) 1320 元応二年十二月二十一日 後伏見院・花園院、御幸。釣殿で詠歌・一献（歌は現存せず）

典拠資料

- 1 『中右記』。和歌の現存なし。
- 2 『中右記』、『経信集』194 Ⅱ 『和歌一字抄』432 Ⅱ 『題林愚抄』10611、
- 『江帥集』156、『師実集』21 Ⅱ 『新統古今集』賀75。
- 3 『中右記』、『扶桑略記』、『百鍊抄』、『後二条師通記』、『本朝統文料』九・大江匡房。
- 4 『中右記』、『金葉集（二度本）』秋・180・白河院、同・181・経信、『師実集』11、『袋草紙』、『十訓抄』。
- 5 『増補新訂平安朝歌合大成』第三卷所収「郁芳門院姪子内親王前裁合」、『中右記』、『古今著聞集』その他。
- 6 『中右記』、『千載集』春下77白河院、『体源抄』。
- 7 『殿暦』、『千載集』賀614俊頼。
- 8 『中右記』、『今鏡』すべらぎの中、『古今著聞集』ほか。
- 9 『俊忠集』49、『中右記』。久保田淳『中世和歌史の研究』189頁参照。
- 10 『殿暦』、『中右記』、『金葉集（二度本）』賀・314・堀河院、『千載集』賀・613・俊忠 Ⅱ 『俊忠集』2、『新勅撰集』春下・実隆、『続古今集』賀・1869・宗忠 Ⅱ 『雲葉集』887 Ⅱ 『和漢兼作集』179、『続拾遺集』春下・115・俊明、同・賀・735・忠実、『新拾遺集』春下・157・忠通、『散木奇歌集』87 Ⅱ 『夫木和歌抄』15839・俊頼、『万代和歌集』386・公実。『六条修理大夫集』110もこの時か。

- 11 『俊忠集』51。『殿暦』によれば十二日より鳥羽殿に白河院滞在。
- 12 『増補新訂平安朝歌合大成』第三卷所収「白河院鳥羽殿北面歌合」ほか。『殿暦』によれば二月二十五日より鳥羽殿に白河院滞在。
- 13 『兵範記』、『仁平御賀記』、『今鏡』すべらぎの中、『古今著聞集』ほか。
- 14 『兵範記』、『古今著聞集』、『千載集』雑中1052・鳥羽院、『統詞花集』春下70、『後葉和歌集』春上47。
- 15 『千載集』哀傷582・鳥羽院。『統拾遺集』雑下1295・俊成 Ⅱ 『長秋詠藻』390。『山家集』782。
- 16 『兵範記』、『粟田口別当入道集』112。
- 17 『百練抄』、『平家物語』卷三城南之離宮
- 18 『猪隈閑白記』、『統後撰集』賀1358具親、『新後撰集』賀1568・良経、『拾遺愚草』2489、『明日香井和歌集』1059、『後鳥羽院御集』1535、『隆信集』305。※新後撰集¹⁵⁶⁸歌は「建仁三年」とする。
- 19 『猪隈閑白記』、『新編国歌大観』第五卷所収「鳥羽殿影供歌合」。
- 20 『明月記』、『新拾遺集』夏258・宮内卿、『後鳥羽院御集』1541、1543、『秋篠月清集』1069 Ⅱ 『夫木和歌抄』2867、『秋篠月清集』1070 Ⅱ 『夫木和歌抄』3660 Ⅱ 『三百六十首和歌』169 Ⅱ 『六華集』507、同1409、『拾玉集』4113、4115。
- 21 『明月記』、『新編国歌大観』第五卷所収「仙洞影供歌合建仁二年五月」。
- 22 『明月記』、『統後撰集』賀¹³⁴⁰後鳥羽院、『後鳥羽院御集』1685 Ⅱ 『歌枕名寄』1066、『拾遺愚草』2490、『明日香井和歌集』1162。
- 23 『吾妻鏡』、『承久記』、『六代勝事記』、『増鏡』新島守ほか。
- 24 『葉黄記』、『増鏡』内野の雪、『統後撰集』賀1333・実氏、同1334。後嵯峨院、『統拾遺集』賀・727・公相、同・728・為家 Ⅱ 『為家集』1242。
- 25 『葉黄記』、『統拾遺集』741・行家 Ⅱ 『題林愚抄』10474 Ⅱ 『歌枕名寄』1064。
- 26 『砂巖』、『統千載集』秋下480・為家、『新拾遺集』秋下430・為家 Ⅱ 『歌枕名寄』1500。
- 27 『弁内侍日記』、『統古今集』秋上397・実氏、同恋一962・公基、同恋一1004・後嵯峨院、『統拾遺集』秋上246・師継、同秋上281・院少将内侍、同秋下318・後嵯峨院、同恋一770・為教、『新後拾遺集』恋一974・為家 Ⅱ 『題林愚抄』7545。
- 28 『新千載集』秋上388・公相（池上月）、『新千載集』秋上410・実雄、同411・後嵯峨院、『為家集』619（出山月）。ただし、「池上月」題については『新千載集』389 Ⅱ 『為家集』637の「水上月」題との関係を検証する必要がある。『新千載集』389は「水上月」題を建長三年八月十五夜のものとし、『為家集』637（水上月）

(新編国歌大観所収) は建長二年八月十五夜のものとする。一方、『新千載集』388・『新拾遺集』410は建長二年八月十五夜には「池上月」題が出されたものとする。

29 『新拾遺集』秋下458・為氏、『夫木抄』4614・後嵯峨院。

30 『岡屋闕白記』、『経後卿記』、『弁内侍日記』、『増鏡』内野の雪、『続後撰集』賀1332・実氏、ほか。

31 『弁内侍日記』。

32 『勘仲記』、『実躬卿記』。和歌の現存なし。『勘仲記』に兼仲の詩が一篇残る。

33 『伏見天皇宸記』、『増鏡』さしぐし、『新編国歌大観』第十卷所収「正応二年三月和歌御会」、『玉葉集』賀1059・公衡、『続後拾遺集』賀618・内実Ⅱ『題林愚抄』¹⁰³⁷²、『新千載集』賀2313・為実Ⅱ

『題林愚抄』¹⁰³⁴⁷、同²³¹⁴・為実Ⅱ『題林愚抄』¹⁰³⁷⁴、ほか。『公衡公記』は別記にされた後、散逸か。

34 『花園天皇宸記』。

【注】

(1) 鈴木久男「鳥羽離宮庭園から見た鳥羽上皇の浄土観」(『作庭記』と日本の庭園)所収、思文閣出版、平二六)

(2) 『明月記』建仁元年三月二十二日条。豊田裕章「復元・水無瀬離宮 後鳥羽上皇の庭園都市」(錦仁・他編『都市歴史総

覧』所収、笠間書院、平二三)の指摘による。

(3) 千本英史「水閣の眺望―鳥羽離宮をめぐる―」(『文学空間としての平安京』勉誠出版、平一七)

(4) 『玉葉』文治二年(一一八六)正月七日条

(5) 『藤原為家研究』(笠間書院、平二〇)

(6) 『扶桑略記』応徳三年(一一八六)十月二十日条

(7) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 仙洞御移徙部類記』(明治書院、平二)

(8) 網野善彦「西園寺家とその所領」(『網野善彦著作集』岩波書店、平二〇)所収・初出平四。『公衡公記』正応二年二月

十四日条と文和二年(一一三三)七月二十六日の後光厳天皇綸旨によって、西園寺嫡流代々の御襲であったことを指摘する。

(9) 後嵯峨院が鳥羽殿で催した歌会は、宝治二年、建長元年から三年の四年間に集中している。

(10) 「亀山仙洞にてよみ侍りし歌のなかに／わがやどのものかあらぬか風山あるにまかせておつるたきつせ」(『古今集雑下・1664』)、「浄金剛院にてよませ給うける／いく里か風につけてきこゆらんわがすむ寺の入相の鐘」(『玉葉集雑三・2212』)、「弘長二年嵯峨にて十首歌講せられけるついでに、河紅葉／わが宿の物なりながら大井川せきもとどめずゆく木の葉かな」

(風雅集冬・753)

(11) 七月二十二日か。日にちについて諸説あり。また場所は不明である。

(12) 後嵯峨院臨幸の西園寺家別業北山殿で行われた歌合であることが確認される。拙稿「北山殿の詠歌史」(『東京大学国文学論集』11、平二八・三)参照。

(13) 『実躬卿記』弘安八年(二二八五)五月八日条「下官参八幡、(略)大洪水之間、自鳥羽北門乗船至大渡、」

(14) 『勘仲記』弘安九年(二二八六)四月三日条「晴、伝聞、鳥羽殿修理勸賞事被宣下、」

(15) 『勘仲記』弘安九年(二二八六)閏十二月十四日条 後宇多天皇の行幸時「(…略)今夕御乗船、被摧池水、非無其興一者也、春宮大夫参会所祇候也、御所為南殿、北殿破壊之間不及入御云々」

(16) 岩佐美代子『あめつちの心』(笠間書院、昭五四)

(17) 岩佐美代子「伏見院の春の歌―正安の政変をめぐって―」

(昭四八・四、『京極派和歌の研究』所収)「正安の政変によって深刻な敗北感、疎外感を味わって以来、院にとって春という季節はその苦い思い出と切りはなしては考えられぬものになった。(…略)たしかにこの正安の政変は、伏見院の春に対する感情をねじまげ、その人生観・自然観を一変させるものだったのである。」

【付記】本稿中、和歌本文・歌番号は『新編国歌大観』に基づく。

『扶桑略記』『百練抄』は新訂増補国史大系に、『兵範記』『伏見天皇宸記』は増補史料大成に、『平家物語』は新編日本古典文学全集に、『増鏡』は講談社学術文庫に、『玉葉』は名著刊行会編『玉葉』に、『花園天皇宸記』『葉黄記』『勘仲記』は史料纂集に、『実躬卿記』は大日本古記録に拠った。ただし読みやすさに配慮し、濁点の有無・仮名遣い・異体字などについて私意に改めた箇所がある。

